

「手話言語法」の早期制定を求める意見書

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」に手話が言語の一つであるということが明記され、わが国では「障害者基本法」に「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。音声言語を聴くことができないろう者にとって、手話は日常生活や社会生活を営む上で重要な独自の言語であり、情報獲得の手段です。

2022年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、成立の際の附帯決議に手話言語法の立法の検討が盛り込まれました。同年9月には国連・障害者権利委員会から、手話を公用語として法律で認めるべきとの勧告が日本政府に出されています。これまで、地方議会での手話言語条例の施行や「手話を広める知事の会」の発足など、全国各地でも取り組みが進められてきました。手話を言語として認め、ろう者が安心して日常生活や社会参加が進められるよう、手話の習得の機会の拡大や手話文化の継承・発展を図っていくことが必要です。

よって、国会及び政府に対し、下記事項の実現を強く求めます。

記

1. 手話の習得及び手話文化の保存に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定すること。
2. 国民に広く手話についての関心と理解を深めるようにするため、「手話の日」を設け、国及び地方公共団体は、「手話の日」には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
3. 国及び地方公共団体は、ろう児の乳幼児期からの第一言語としての手話の取得に関するろう児並びに保護者及び家族に対する必要な情報の提供、第一言語としての手話の習得に関するろう児支援をはじめ、必要な施策を講ずるものとする。
4. 国及び地方公共団体は、音声言語を習得した後に聴覚の障がいのため音声言語により意思疎通を図ること等に支障が生じた者に対し、手話の習得の機会の提供、習得を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
5. 国及び地方公共団体は、特別支援学校において手話を習得する機会が十分に確保されるようにするため、ろう者である教職員の養成、手話の能力を有する教職員の充実に関し、必要な施策を講ずるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月28日

摂津市議会